

学生協ニュース

No. 15

東北大学学生生活協議会広報委員会

川内北キャンパスサークル部室に対し 警察の搜索が行われました

6月6日(火)早朝、本学川内北キャンパスのサークル部室が千葉県警からの囑託に基づく宮城県警の家宅搜索を受けました。搜索を受けた部室は、サークル会館2階211号室「社会思想研究会」、サークル仮棟F-11号室「部落解放研究会」、サークル仮棟F-12号室「朝鮮史研究会」及びサークル仮棟G-7号室「障害者解放サークル“輪”」の4部室です。令状によればこの搜索は、昨年4月27日に千葉県成田市三里塚地内で発生した火薬類取締法違反等被疑事件に関するもので、全国約60カ所で行われた一斉搜索の一環として行われました。

搜索には、学生生活協議会協議員(教官)と学生が立会いました

大学としては、家宅搜索の通告を受けて協議した結果、教官と学生の立会いを条件にやむをえないものとみなし搜索対象の4カ所に対し学生生活協議会協議員から8名の立会人を選ぶとともに、学生立会人4名を出すよう関係学生に連絡しました。搜索は学生立会人の到着を待って午前7時過ぎに開始され、午前9時頃に終了しました。一部の学生等によるアジ演説やシュプレヒコールが行われましたが大きな混乱はありませんでした。

大学が立会人を出さない搜索こそ問題です

今回の搜索に対し、日就寮や関係サークル発行のピア等では大学が自由なサークル活動を抑圧し、警察に協力的であるかのような宣伝が繰り返されています。

いうまでもなく、これらの搜索は、刑事訴訟法等の定めに従い裁判官が発行した令状に基づいて行われたものです。仮に大学が立会いを拒否した場合は、法律の定めにより「地方公共団体の職員」等を立会人として搜索が行われるおそれがあります。従って、大学が立会人を出さない搜索は、大学の自治及びサークル活動の確保という観点から、決して望ましいものではないと考えています。今回の搜索についての大学の対応は、大学の自治と学生のサークル活動を守る点で従来の立場といささかも変わるところはありません。

搜索終了後に混乱がありました

搜索が終了したあと、一部の学生等が立会いをした教官に対し、搜索の説明をするよう強要し、体当たり等暴力的な行動にはするとともに、国際文化研究科等事務部管理棟の「関係者以外立入禁止」の表示を無視し、室内まで侵入してきました。大学はこのような粗暴な行為については決して容認することができません。猛省を促します。

サークル部室の安全管理について注意を促しました

大学は、本年2月にサークル部室の安全管理について注意しておりましたが、今回の搜索においても、一部のサークル部室で、出入りに故意にロッカーやパイプ等で強固なバリケードが築かれていたため、出入りが困難な状況になっており、その他にも建物に対する不正な改造が見受けられました。大学はサークル部員の安全確保等の観点からこのような状態を看過することはできないと考え、次のような掲示を行い、厳重に注意をしました。

サークル部室の安全管理について

川内北キャンパスの一部サークル部室において、入口のドアが故意にロッカー等でふさがれ、出入りが困難とされている状況や建物に対する不正な改造が為されている状況が見られます。

このような状況は、地震・火災発生等の緊急時に際し、当該部室に在室する人身の避難を困難にするとともに、消火・救助活動への支障や隣接する部室にも被害が及ぶことが懸念されるなど大きな危険に繋がります。

なお、このことについて本年2月28日付けですでに当職から注意をしておりますが何ら改善のあとが見られません。このような状況が継続された場合は、国有財産の管理者としてさらなる措置も考えざるを得なくなります。このような危険な備品の配置等を行っているサークルは、速やかに改善及び原状回復措置を行うよう注意します。

平成12年6月16日

副 総 長 (学務等担当)